

平成16年 第3回 9月(定例)中間市議会会議録(第3日)

平成16年9月30日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成16年9月30日 午前10時00分開議

- 日程第 1 選挙第 1 号 堀川水利組合議会議員の選挙
- 日程第 2 認定第 1 号 平成15年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 平成15年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 平成15年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 平成15年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 平成15年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 平成15年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 平成15年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 9 号 平成15年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第11 認定第10号 平成15年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第2～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第32号議案 平成16年度中間市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 第33号議案 平成16年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 第34号議案 平成16年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(日程第12～日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第37号議案 中間市が北九州市と合併することについて市民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例
(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

- 日程第16 意見書案 憲法9条を守ることを求める意見書
第15号
- 日程第17 意見書案 米「改革」を中止し、農家が意欲を持って稲作に取り組む
第16号 ことができる米政策の実現を求める意見書
- 日程第18 意見書案 年金「改革」法の実施を中止し、年金制度の充実をもとめ
第17号 る意見書
(日程第16～日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第19 意見書案 年金生活者、高齢者への増税撤回を求める意見書
第18号
- 日程第20 意見書案 米軍ヘリコプターの墜落事故に関する意見書
第19号
- 日程第21 意見書案 日歯連による政界工作事件の徹底究明を求める意見書
第20号
(日程第19～日程第21 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第22 第24号議案 中間市政治倫理条例
(日程第22 継続審査)
- 日程第23 請願第2号 北九州市との合併中止を求める請願
(日程第23 継続審査)
- 日程第24 請願第3号 中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願
平成15年
(日程第24 継続審査)
- 日程第25 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(20名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
6番 青木 孝子君	7番 久好 勝利君
8番 杉原 茂雄君	9番 岩崎 三次君
10番 堀田 英雄君	11番 井上 久雄君
12番 湯浅 信弘君	13番 掛田るみ子君
14番 香川 実君	15番 上村 武郎君
16番 岩崎 悟君	17番 佐々木正義君

18番 米満 一彦君

19番 下川 俊秀君

20番 片岡 誠二君

21番 井上 太一君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陞君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	是永 勝敏君	建設部長	行徳 幸弘君
教育部長	工藤 輝久君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	小倉 計輝君
合併問題対策室参事			田中 茂徳君
秘書課長	田中 久光君	企画財政課長	牧野 修二君
総務課長	中野 諭君		
合併問題対策室長			中村信一郎君
市民課長	原田 慶雄君	人権推進課長	中村 次春君
社会福祉課長	伊東 久文君	介護保険課長	成富 隆俊君
健康増進課長	中尾三千雄君	管理課長	栞野 広行君
下水道課長	佐藤 満洋君	営業課長	矢野 卓雄君
選挙管理委員会事務局長			井上 敏幸君

事務局出席職員職氏名

局長 勝原 直輝君

次長 白子 優一君

補佐 小田 清人君

書記 岡 和訓君

書記 平川 佳子君

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。会議に入ります前に、市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。議会最終日の冒頭をおかりいたしまして、議員の皆さん方にご報告をいたします。

まず第1点目は、可燃ごみ中継基地建設用地についてご報告をいたします。

昨年3月の市議会の場合をおかりをいたしまして、中継基地建設用地につきまして、それまでの経過、さらに候補地を現在の岡垣清掃センターの敷地内として進めていることをご報告をいたしました。

その後、広域事務組合が岡垣町の協力を得ながら、地元と交渉を重ねてまいりましたが、地元との協定で18年度をもって閉鎖をすることになっていることから、地元の理解が得られず、断念せざるを得なくなりました。早急に広域事務組合において、次の候補地選定を各市、町に当たってまいりましたところ、岡垣町の糠塚地区の公共下水道処理場に隣接する土地と中間市のリサイクルプラザの隣接地が候補地として上がってまいりました。

このことから、広域事務組合理事会において検討と協議がなされまして、岡垣町糠塚を予定地とすることが決定をされました。本年8月17日、地元並びに地権者のとの交渉につきましては、岡垣町の全面協力によりまして同意を得ることができました。今後とも広域事務組合議会のご協力を得ながら、19年4月からの施設の運用開始に向けて17年度中に工事着工の運びになります。

以上、報告を申し上げます。

次に、住民投票を10月31日の日曜日に実施をすることに至りましたので、ご報告を申し上げます。

北九州市・中間市の合併協議会につきましては、本年1月15日に合併協議会を設置をし、以来6回にわたり協議をしてまいりましたことは、ご承知のとおりであります。

しかしながら、議員の定数及び任期の取り扱いでいまだに合意するに至っておりません。私は住民発議という住民の皆さんの熱意により設置されたこの合併協議会を、このまま残りの協議項目が協議されることなく、期限切れを迎えることを懸念しておりまして、何とかこの膠着状況を打開したいとの思いを持っておりまして、また、確かに私は6月議会、9月議会での住民投票の実施時期について、合併協議会での協議項目、22項目が合意となり、その内容を住民の皆さんにお知らせをした後、議会と相談をして実施したい旨答弁してまいりましたが、時間的な制約から10月31日が住民投票のタイムリミットと判断をした次第であります。住民投票の実施で市民の皆様の民意を問うことにより、北九州市との協議も早期に再開できるものと考えております。

このことから、住民投票を10月31日に実施することにつきまして、議員各位のご理解をお願いを申し上げる次第でございます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいままでの出席議員は20名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1．選挙第1号

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、選挙第1号堀川水利組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

堀川水利組合議員に、下川俊秀君、勝原次男君、栗田義明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を堀川水利組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が堀川水利組合議会議員に当選をされました。

日程第2．認定第1号

日程第3．認定第2号

日程第4．認定第3号

日程第5．認定第4号

日程第6．認定第5号

日程第7．認定第6号

日程第 8 . 認定第 7 号

日程第 9 . 認定第 8 号

日程第 10 . 認定第 9 号

日程第 11 . 認定第 10 号

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第 2、認定第 1 号から日程第 11、認定第 10 号までの平成 15 年度の決算認定 10 件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第 1 号平成 15 年度中間市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分並びに、認定第 7 号平成 15 年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告いたします。

まず一般会計では、6 億 1,400 万円の黒字で、単年度収支おきまして、500 万円の黒字となっております。ただし、中間市住宅新築資金特別会計等を含みまして普通会計決算では、8,700 万円の黒字であります。

続きまして、当委員会所管の一般会計の歳入の主なものを申し上げます。

地方交付税では、普通交付税が 46 億 7,800 万円、特別交付税が 8 億 8,300 万円の収入で、対前年度比 6.8% の減額となっております。

一方で、地方債の借入金は 18 億 8,120 万円で、対前年度比 23.2% の大幅な増額となっております。これは地方交付税の減少分を補完する臨時財政対策債、9 億 7,000 万円が含まれていることが大きな要因であります。

また、市税は 38 億 4,600 万円の収入で、対前年度比 4.1% の大幅な減収となっております。この主な要因は、景気低迷による市民税及び固定資産税の減収によるものです。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

人件費は、職員給料だけの比較では 1 億 7,400 万円の減額であります。退職手当が対前年度比では 1 億 3,100 万円の増加となったため、人件費の総額では 6,800 万円の減額となっております。

平成 15 年度から始まりました、緊急財政健全化計画の柱であります人件費削減の効果額としては、退職手当を別枠とした場合は、全会計で 2 億円近い効果額となっております。

しかし、高齢化社会における扶助費の伸びは、対前年度比 7.4%、額にして 3 億 200 万円の大幅な増加額となっており、年々この額の増加は避けられないものと思われま

す。また、繰出金においても、対前年度比 2 億 3,100 万円の大幅な増加となっており、公共下水道事業特別会計や国民健康保険事業特別会計に対する繰出金が増加したことによ

ります。

このように、本市の財政状況は、ますます厳しい状況となっており、今後とも緊急財政健全化計画はもとより、行財政改革等徹底的な見直しを図らなければならないと思われま

す。
次に、平成15年度の主な事業としましては、まず合併問題では、平成16年1月に北九州市・中間市合併協議会が設置され、第1回合併協議会が開催されております。

また、協議会設置までの間には、各種団体に対して出前講座を12回行うとともに、「中間市の合併問題を考える」と題してシンポジウムを3回行い、さらに協議会設置後は、設置に至るまでの経過説明を行うため、44町内会に対して出前講座を行い、市民の方への情報提供を行っております。

次に、契約に関しては、最低制限価格の事前公表を全ての入札で実施するなど、中間市建設業者指名競争入札参加者資格及び指名審査要綱等の改正及び工事請負契約約款の改正を行い、さらなる事務の効率化、公平化を図っております。

次に、消防関係では、防災基盤整備事業により広域的な大規模災害発生時に消火栓が広範囲に使用不能となることを想定し、計画的に市内要所への防火水槽を設置しており、15年度は中底井野地内に防火水槽を設置しております。

また、救急業務においては高度化の推進を図るため、本市で7人目となる救急救命士の養成を行っております。

次に、教育関係では、各小中学校で施設の改修、補修を行い児童、生徒の安全確保を図っております。

また、小学生を対象とした北海道での「キラキラなかまっ子」自然体験学習事業、中学生を対象にしたオーストラリアでの「フレンドリーなかま」国際交流事業等を、いきいき教育特別推進事業として行っております。

さらに、新たに生涯学習の振興のため、「まなびの森基金」を創設し、基金を財源として老朽化していた幼児用プールの改修工事を行っております。

最後に、平成15年度中間市公共用地先行取得特別会計について申し上げます。

平成15年度も新たな公共用地の先行取得は行われておらず、歳入歳出ともに0円となっております。

以上の審査の後、採決いたしましたところ、一般会計及び公共用地先行取得特別会計ともに、全員の賛成でいずれも認定すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号15年度中間市一般会計歳入歳出決算のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号特別会計国民健康保険事業、認定第3号住宅新築資金等特別会計、認定第6号老人保健特別会計、認定第8号介護保険事業特別会計、認定第10号病院事業会計の各歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、はじめに一般会計決算について、その概要を申し上げます。

社会福祉費、児童福祉費、生活保護費を合わせた3款民生費の歳出決算額は72億6,400万円で、一般会計歳出総額の41.7%を占め、前年度に比べ8億5,600万円の増加となっております。

これらの内訳について、社会福祉費25億8,300万円の主なものは、職員人件費2億9,200万円、国民健康保険会計繰出金3億8,500万円、老人保健会計繰出金3億9,300万円、介護保険会計繰出金4億100万円、地域総合福祉会館費5,200万円、各種入所措置費等の扶助費6億7,700万円であります。

前年度より1億8,600万円増加した主な要因は、国民健康保険、老人保健、介護保険会計への繰出金1億4,100万円が増加したことによるものです。

児童福祉費20億9,400万円の主なものは、職員人件費3億1,900万円、児童措置費10億3,500万円、人件費を除く児童福祉施設費1億4,300万円などで、前年度より増加したのは、職員人件費800万円減少したものの、保育所新設工事請負費3億8,800万円、児童扶養手当の支給が市に委譲されたことによる児童措置費2億3,400万円が増加したことによるものです。

委員から、障害者生活支援センターぼちぼちの補助金は、県の指導で17年度は申請できないのではないかとこの質疑があり、執行部より今年8月上京し、厚生省に対し補助対象となるよう強く要望してきたところでありますとの答弁がなされております。

生活保護費25億8,600万円の主なものは、職員人件費1億3,600万円と扶助費24億4,100万円であります。この扶助費の内訳の主なものは、医療扶助費13億9,500万円、生活扶助費8億2,200万円、住宅扶助費1億6,900万円となっております。

なお、被保護世帯数953世帯、人員数1,501人で、前年度より世帯数で41世帯増加、人員で48人増加しています。

討論において、委員から医療扶助費の比率が高いのではないかとこの意見や実態調査等を実施するようにとこの要望があっております。

総務費の戸籍住民基本台帳費1億6,700万円の主なものは、職員人件費1億2,100万円と委託料及び機器のリース料などの事務費4,600万円が主なものです。

委員から、住基ネットワークに多大な経費をかけたが、それに対する効果のほどは、また住基カードの発行枚数はこの質疑があり、執行部より、住基ネットワークが実施された

ことにより、住基カードの提出で全国どこの市町村でも住民票の交付ができるようになった。また、住基カードの発行枚数については、8月末現在115枚で、経費に対する効果は単純に比較できませんとの答弁がっております。

続いて、保健衛生費、清掃費を合わせた4款衛生費の歳出決算額は14億800万円で、歳出総額の8.1%を占め、前年度に比べ9,400万円の増加となっております。

これらの内訳について、保健衛生費4億2,300万円の主なものは、職員人件費7,700万円、病院事業会計繰出金1億5,200万円、合併処理浄化槽設置等補助金1,200万円、健康診査などの各種検診委託料が9,300万円となっております。

清掃費9億8,400万円の主なものは、遠賀・中間地域広域行政事務組合等負担金8億9,900万円です。

前年度より6,100万円増加したのは、委託料で400万円減少したものの、遠賀・中間地域広域行政事務組合負担金で900万円、工事請負費900万円、流域下水道及び公共下水道移行に伴う補償金で4,800万円が増加したことによるものです。

続いて、6款農林水産業費の歳出決算額は1億3,300万円で、歳出総額の0.8%を占め、前年度に比べ4,300万円の増加となっております。

この増加の原因は、上底井野地区用排水路整備工事等で3,800万円、農業振興補助金等が600万円増加によるものです。

歳出の主なものは、農地費のうち農村環境整備事業による農道整備工事費等の工事請負費5,600万円や農業振興費のうち農業振興補助金1,200万円となっております。

続いて7款商工費の歳出決算額は8,600万円で、歳出総額の0.5%を占め、前年度に比べ1億6,000万円の減少となっております。この減少の主なものは、鞍手・宮田工事用水道対策貸付金等の貸付金1億6,400万円であります。

歳出の主なものは、職員人件費3,200万円、平和通商店街街路灯設置工事補助金400万円、中間商工会議所補助金、筑前中間川まつりなどの補助金1,800万円などとなっております。

なお、委員から15年度の消費生活相談件数は何件かとの質疑があり、執行部より730件との答弁がなされております。

次に、特別会計について報告いたします。

最初に、国民健康保険事業につきましては、歳入決算額46億1,400万円、歳出決算額51億3,300万円で、歳入歳出差引歳入不足額5億1,800万円となっております。前年度より歳入で6億1,200万円の増加、歳出では7億6,900万円の増加となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税13億3,400万円、国庫支出金17億8,600万円、療養給付費交付金9億9,300万円、繰入金3億8,500万円となっております。このうち保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が92%で収入未済額が1億

1,100万円、滞納繰越分の徴収率が6.9%で、収入未済額が4億8,500万円、合計で5億9,600万円の収入未済額となっております。

歳出の主なものは、保険給付費29億2,100万円で、総事業費の56.9%、老人保健拠出金14億9,800万円で、総事業費の29.2%などが主なものです。

また、15年度の加入者数とその割合は、市の人口4万8,525人に対し、被保険者数1万9,481人で、40.1%を占め、前年度より389人、率にして2.0%の増加となっています。また、全世帯数1万9,572戸に対し、1万629戸が加入し、その割合は54.3%となっております。

また、国民健康保険被保険者数1万9,481人のうち、老人保健対象者数は6,223人で、被保険者数の31.9%を占めております。

委員から、医療費の率が増えているようですが、どんな病気が多くみられますか、また資格証明書はどのくらい出ていますかとの質疑に対し、執行部より、高血圧や糖尿病が多く見られ、資格証明書は8月1日現在で347件、短期保険証366件との答弁がなされております。

次に、住宅新築資金等特別会計につきましては、歳入決算額3,100万円、歳出決算額5億7,200万円で、歳入歳出差引歳入不足額5億4,100万円となっております。

なお、貸付けについては、昭和41年から昭和61年までに488人に対し、740件の貸出しが行われております。

また、貸付総額については、元金で14億7,900万円、貸付利子3億1,100万円で、15年度末における貸付金元利未償還金は5億7,900万円となっております。

貸付金の償還率は、現年度分36.6%、滞納繰越分1.9%で、全体では3.9%と前年度と同率となっております。

委員から、弁護士に相談業務を委託しているが成果は、との質疑があり、執行部より平成15年度は4回の相談をし、滞納者1件ごとの指導、助言を受けて徴収事務に生かしており、徴収率がアップしたとの答弁がっております。

次に、老人保健特別会計につきましては、歳入決算額63億5,500万円、歳出決算額63億3,600万円で、歳入歳出差引額1,900万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、支払基金交付金41億2,400万円、国庫支出金14億6,900万円、県支出金3億5,100万円、繰入金3億9,300万円となっております。

歳出の主なものは、医療諸費62億9,500万円で、歳出の99.4%を占めており、この内訳の総医療費62億7,300万円は、14年度に比べると1億4,600万円の増加となっております。この理由として、医療費受給者数は前年度に比べ、延べ人数で2,419人減少したものの、14年10月の老人保健法改正に伴い、受診者1人当たりの医療費が増加したことによるものです。

市内の70歳以上の高齢者人口は、年度末で8,305人で、そのうち7,425人が老

人医療費受給者で、市の人口4万8,525人に占める加入者の比率は15.3%となっております。

また、1人当たりの医療費給付額は、年間83万2,000円となっており、対前年比で4万1,000円の増、率にして5.2%の増となっております。

委員から、医療、保健、福祉との連携を強めて、老人の医療費負担が減額されるように努めてほしいとの意見もあっております。

次に、介護保健事業特別会計につきましては、歳入決算額26億300万円、歳出決算額25億7,400万円で、歳入歳出差引額2,900万円となっております。

収入済額の主なものは、介護保険料4億5,700万円、国庫支出金6億6,800万円、支払基金交付金7億6,800万円、県支出金2億9,700万円、繰入金4億100万円となっております。

前年度より増加した主な要因は、繰越金で2,200万円減少したものの、介護保険料で6,500万円、支払基金交付金で4,000万円、国庫支出金1億1,200万円が増加したことによるものです。

介護保健事業の支出の主なものは、保険給付費23億8,300万円で、支出の92%を占めております。前年度より介護サービス等の保険給付費が1億6,100万円増加していますが、これは要介護認定者数の伸びや制度の周知による介護サービスの利用が増えたことによるものと考えられます。

高齢者数の状況を説明しますと、65歳以上の高齢者数は本年3月末で1万1,615人、高齢化率23.9%となっており、前年度より163人、高齢化率で0.4%の増加となっております。また、75歳以上の後期高齢者数は5,242人で、後期高齢化率10.8%となっており、前年度より281人、0.6%の増加となっております。

居宅サービス利用者の状況については、まず利用者1,207人のうち要支援367人で、30.4%、要介護度1、405人で33.6%、要介護度2、232人で19.2%、要介護度3、109人で9%、要介護度4、59人で4.9%、要介護度5、35人で2.9%となっており、合計1,207人は前年度より149名、14%の増加となっております。

また、施設入所の状況は、合計318人で、その内訳は特別養護老人ホーム103人、老人保健施設162人、療養型病床群53人となっており、前年度より16名の増加となっております。

委員から他市では、介護保険財政が赤字と聞いているが、中間市は2,960万円の黒字となっている、その理由は何かとの質疑があり、執行部より15年度は第2期介護保険事業計画の初年度で、15～17年度の3カ年計画の中で介護サービス費を推計し、介護保険料を設定したもので、昨年から取り組んでいた介護給付費適正化事業の成果で、介護サービス費用がほぼ計画に近い数字となったため黒字決算となった。また、第1期介護保

険事業計画12年度から14年度までの剰余金約1億5,000万円については、現在、介護給付費準備基金積立金として積み立てているとの答弁がっております。また、委員より、利用料負担や保険料負担の減免制度を設けるべきではないかとの意見もっております。

最後に、病院事業会計について消費税を除いて説明しますと、まず病院事業収益22億4,200万円の主なものは、医業収益のうち、入院と外来を合わせた診療収入で、21億200万円、医業外収益のうち他会計負担金及び補助金等7,700万円であります。病院事業費用22億2,700万円の主なものは、給与費10億5,500万円、材料費7億7,400万円のうち薬品費は5億5,100万円、診療材料費は1億9,600万円、経費2億3,000万円、また医業外費用の主なものは、支払い利息、雑損失などで8,900万円あります。

その結果、15年度決算額は特別損失を差し引いた1,400万円の純利益を生じております。これに前年度繰越欠損金4億6,800万円と差し引きいたしますと、4億5,300万円の当年度未処理欠損金となっております。

収支比率を見てみますと、15年度の医業収支比率は101.7%で、前年度比1.3ポイント、経常収支比率は101.4%で、前年度比1.3ポイント、総収支比率は100.7%で、前年度比0.6ポイントそれぞれ上昇しています。

14年度の収益と比較しますと、入院収益で2億1,000万円減少、外来収益で1億2,200万円増額しておりますが、その要因は、外来患者1人1日当たりの診療収益が増加したことによるものです。

医業費用については、給与費の医業収益に対する割合47.4%で、前年度に比べ0.2ポイント減少しています。また15年度の入院延べ患者数は3万8,077人で、入院診療日数366日として、1日平均104人、病床利用率は85.3%となっており、前年度と比べますと、入院延べ患者数で4,493人の減少となっております。

外来患者数では、15年度10万2,557人で、前年度より5,158人の減少、外来診療日数269日として1日平均378人となっており、患者数全体では、9,651人の減少となっております。

具体的には、入院患者数は整形外科で352人増加したものの、内科、外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、透析センターの5診療科目で4,845人減少している。また外来では、泌尿器科、透析センターの2診療科目で1,090人増加し、内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科の4診療科目で6,248人減少したことによるものです。

次に、患者1人1日当たりの収益の状況は、医業収益は1万5,318円、医業費用は1万5,064円となり、差し引き254円の利益となっており、前年度の利益額66円と比較すると188円の増益となっております。

さらに、医業収益を入院及び外来別に見ると、患者1人1日当たりの入院収益は

2,019円減少して、2万7,754円となり、外来収益は1,623円増加して、1万200円となっております。

なお、市立病院に従事する15年度末現在の全職員数は151.3人で、前年度に比べ0.9人の減員となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入の主なものは市の一般会計からの負担金7,400万円、支出の主なものは建設改良費の固定資産購入費2,700万円、企業債償還金1億1,100万円で、差し引き4,100万円の不足を生じております。なお、この不足については、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補てんされています。

委員より、患者数の減少の要因や市立病院としての地域医療の取り組みなどの質疑があり、執行部より、患者減については、制度改正や大病院の改築等が考えられ、また地域医療の中核となるべく取り組みは、まず院内各ポジション代表で運営委員会を組織し、改善に努めている。今後は市民代表を含めた組織をつくり、検討していきたいとの答弁がなされております。

以上が当委員会に付託されました議案の内容であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、一般会計のうち民生経済委員会に付託された所管部分が特別会計国民健康保険事業、住宅新築資金等特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計の各決算についていずれも賛成多数で認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

建設水道委員長（岩崎 悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号、認定第4号、認定第5号及び認定第9号の平成15年度決算認定4件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計の歳入歳出決算から主なものを申し上げます。

交通安全対策費では、東中間・深坂線街路灯設置工事など、市内各所の道路反射鏡、防護柵及び街路灯等15件の設置工事が行われ、車や歩行者の交差点での事故防止と通行の安全性が図られております。

衛生費の環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として15年度は29基の補助を行っております。

労働費の特定地域開発就労事業費では、団地内道路の老朽化に伴って、太賀団地三丁目4、5号線道路改良工事など19件の道路整備が行われております。

これにより、交通の円滑化が図られ、住環境の向上、地域の開発と発展に寄与するとともに、失業者にも雇用の機会確保がなされております。

土木費の道路橋りょう費では、出原・新土手線道路改修工事や下大隈2号線道路改良工事など、市内既設道路42件の工事が行われ、既設道路の拡幅改良・歩道及び排水溝の整備がなされ、安全な通行の円滑化及び地域住民の住環境整備の向上が図られております。

また、平成14年度に着工しておりました、筑豊電気鉄道筑豊中間駅と東中間駅を結ぶ東中間深坂線の整備を完了し、交通の安全性と通勤通学の利便性を高めております。

河川費では、出原ポンプ場改修工事費や市内の各所の水路浚渫工事等41件の工事が行われ、排水路等に堆積した土砂、塵芥の除去及びのり面伐採等により、降雨期における冠水を防止するとともに、流水を良好にし生活環境の保全がなされております。

また、公園費では、通谷四区第4児童遊園の遊具整備工事等が行われ、市内各公園について、全国的な事故の発生を受け、遊具等公園施設の安全点検を行い、不良箇所の改善や公園そのものの環境整備が行われております。

また、離駒5号線植栽工事等緑のまちづくり事業の一環として、桜の木の植樹を行い、市民の憩いの場として自然に優しい景観の保たれる公園施設づくりが行われております。

住宅費では、市営住宅の老朽化に伴い屋上防水工事など建物の維持・補修工事が行われ、また岩瀬南団地では、公共下水道への接続に伴い58戸分の水洗改良工事が行われ、入居者の住環境の向上が図られております。

審査の中で委員から、住宅使用料の収入未済額について質疑があり、執行部より悪質滞納者は弁護士に相談して、法的手段をとるようにし、今後とも滞納を減らすように努力していきたいとの説明がありました。

次に、地域下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

15年度は1,345万円の黒字となっております。しかし、今後とも事業の拡大は見込まれないため歳入増の見込みがなく、また現在の施設は25年以上経過し老朽化の進行に伴い、修繕費等の経費増が予想され、15年度は中鶴・曙下水処理場及び浄花町ポンプ場の維持修繕工事等13件の工事が行われております。

次に、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

15年度決算において349万円の黒字となっております。15年度は主に中間三、四丁目、上底井野地区の下水道整備を行い、唐戸及び砂山幹線管きょ築造工事等41件の工事が行われ、8,483メートルの管を布設し、管きょの整備延長は6万6,300メートルに達しており、普及率は28.3%となっております。

また、本市と水巻町、遠賀町、鞍手町1市3町で構成する遠賀川下流流域下水道事業では、水巻中間幹線工事で1,900メートルを布設しております。

なお、川東地区では、蓮花寺中継ポンプ場を經由して北九州市に処理をお願いしており、15年度は97万3,000トンの処理委託を行っております。

最後に、水道事業会計決算について申し上げます。

平成15年度の水道事業会計決算におきまして、収益的収支で95万円の純利益となっております。営業収益の主たる収入である給水収益は、前年度より減収となりました。

その主なる要因としては、冷夏、高齢化による使用水量の減少、また大口利用者の節水努力による減少などが考えられます。

資本的収支では、3億4,022万円の不足を生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

平成15年度の水道整備事業では、遠賀橋架替工事に伴う導・配水管布設替工事、市道太賀三丁目3号線などの配水管布設替工事、下水道工事に伴う配水管移設工事が行われております。

給水戸数では、2万6,369戸で昨年度に比べ309戸増加し、有収水量は約661万7,000立方メートルで、昨年度に比べ17万3,000立方メートルの減少となっております。

平成15年度も黒字決算となりましたが、給水人口は減少傾向にあり、また有収水量の大きな伸びが期待できない現状で、水道事業を取り巻く状況は一層に厳しさを増しております。

審査の中で委員から、水道料金の見直しについて質疑があり、執行部より西部浄水場は建設後20数年経ち、施設の老朽化が目立つようになり、料金を見直しをしなければ施設の維持補修は難しくなっています。また、遠賀川の水質悪化により、新たな微生物感染症対策による薬品等の費用増大で、水道事業経営は、ますます苦しさを増していますが、今後とも諸経費の節減、合理化の推進など一層の企業努力を払い、安全で良質な水道水を安定的に堅持するため、努力していきたいとの答弁がっております。

以上4件につきまして、最後に採択いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして認定すべきであると決した次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますよう委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

1点お尋ねいたします。

15年度の決算、そして15年度の予算編成に当たって、市長は財政の健全化を推進すると、そういう中で緊急財政健全化計画3カ年ということの初年度が15年度で、その決算でございますが、先の委員長の報告の中でも、職員の給料カット云々ということが緊急財政健全化の計画の一つで実行されたという報告もありました。

しかし、私は先の一般質問でもいたしました。公共工事、こういうところにメスを入

れなければいけないということを質問で指摘しましたが、そのときの答弁で5,000万円以上、いわゆる設計金額が高くなるがなるほど、公共工事が落札率が上がっている。市長答弁の中で15年度でも5,000万円以上の落札率は何と98.28%が平均、そういうふうに答弁をいただきましたが、入札の透明性とか競争性を高めるのは緊急な課題、この入札改革が財政健全化の一つにもなるかと私は思っておりますが、こういう問題が建設常任委員会で質疑とか執行部の答弁等と論議されたかどうか委員長にお尋ねをいたします。

議長（杉原 茂雄君）

じゃあまず、岩崎悟建設水道委員長。

建設水道委員長（岩崎 悟君）

その件につきましては、建設水道委員会では検討いたしておりません。

議長（杉原 茂雄君）

上村武郎総務文教委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

総務文教委員会でも特に質疑はされておりましたが、個人としまして契約課長と話しましたところ、最低の80%という、これもう決めておまして、十分に考慮してるとの話がありましたので、委員会では特別審議しておりません。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

平成15年度中間市歳入歳出決算認定のうち、一般会計と特別会計においては、国民健康保険、老人保健、介護保険、住宅新築資金、それに病院事業の企業会計、以上6件の会計決算認定について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論をいたします。

医療改悪や消費税増税など9兆円の国民負担増が強行された1997年を境に、日本経済は急速に落ち込みました。長引く不況のもとで、労働者の賃金は下げられ、失業率は5%を超えています。潜在的な失業者は1,000万人と言われており、自殺者は6年連続で3万人を超えています。その中身は経済的な生活苦による自殺者が激増しております。

発泡酒やたばこ税などの庶民増税、また医療や年金などの社会保障も次々改悪され、国民の懐は冷え込む一方です。このように市民生活がますます苦しくなる中で、市民の暮らしや福祉を守る自治体の役割が一層求められるところです。平成15年度事業の中で、不公正な同和事業や不要不急の事業の見直しがどこまで実施されたでしょうか。

平成13年度をもって国の法律もなくなった、同和事業を依然として継続しています。人権対策課の資料によりますと、同和対策財源決算額は昭和44年から平成15年までの25年間に250億3,410万7,000円となっています。また、平成15年度の同和対策関連事業決算内訳は、同和地区を対象とした人間ドックなど保健対策や同和地区子ども会育成、同和地区学習教室などで、国や県の補助金1,506万6,000円を含め、6,207万8,000円となっておりますが、この中には一般対策に移行したという隣保館事業費や保育園での同和対策に使われた事業費は入っておりません。

また、財政が苦しい、苦しいとこのように厳しさを訴えながら、約3億9,000万円の建設費で定員150人のひまわり保育園と定員110人のこすもす保育園を統廃合して、定員120人のさくら保育園を新設しましたが、ひまわり保育園はまだ建物が使える状態なので急いで建設する必要はありませんでした。

精神障害者保健福祉事業に関する事項で、平成15年6月に新設した地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」は、県下で唯一の精神障害者保健福祉事業として発足しています。この地域生活支援センターは、10カ月間で利用延べ人員2,745人にも上り、社会的な背景を反映して利用者は多く、他の自治体からの問い合わせや視察などもあり、注目をされているところです。しかし、国や県の補助金は全くないので、使用料や賃貸料の約2,000万円の負担は重く、国や県に補助金の要請を強く働きかけていくべきです。

また、平成15年4月に基幹型在宅介護支援センターを設置して、高齢者の生活実態調査を始めました。16年度も重点課題として取り組まれておりますが、早急に保健・医療・福祉の連携体制を構築することが求められます。

消費生活相談件数は、先ほどの報告にもありましたように、平成14年度は338件、平成15年度は730件で2倍にも増えております。中でも利用した覚えのないサービス料金を請求する架空請求が多いとのこと。全国では、国民センターや各地の消費生活センターに寄せられた架空請求の相談件数は、2003年度は約46万3,000件で、2001年度の約27倍にも達しています。全国的にも「架空請求」や「おれおれ詐欺」が横行し、特に高齢者の生活を脅かしています。こうした詐欺行為の被害から市民を守る相談体制を強化すべきです。

長引く不況やリストラ、企業倒産によって国民の暮らしが脅かされ、生活保護を受ける人は年々増え、平成16年3月時点で全国で139万1,000名に上っています。中間市においても微増傾向にあり、15年度は953世帯、1,501人となっています。生活保護制度は、病気や失業、商売の廃業など収入の道を絶たれ、生活の危機に直面したときに、国の責任として憲法25条に規定する最低限度の生活を保障するための制度です。この生活保護制度を改悪する動きが強まり、今年4月から老齢加算をカット、3年間で廃止する予定です。

また、母子加算も廃止しようとしています。さらに、生活保護の国庫補助率を4分の

3から3分の2への引き下げも計画しています。政府に対し、生活保護制度を改悪しないように強く求めるべきです。

市営住宅の家賃の滞納が増えておりますが、その原因を明らかにし、その上での抜本対策が求められます。

また、特定地域開発就労事業費として、支出額7億6,397万9,840円が計上されています。予定では、平成22年をもって特定開発事業は終了しますが、仮に中間市が北九州市と合併するようなことにでもなれば、北九州市は特定地域に入っていないので、この事業はなくなってしまいます。

この事業が平成22年まで続いたら、市内全域にわたって生活道路が一層整備されることとなりますし、その間、雇用の場を確保することもできます。それは地域の経済を潤すことにもつながります。制度のある限り、特定地域開発就労事業が続けられる状態を保つことを求めるものです。

合併問題対策に関して、パンフレットを全戸に配付し、シンポジウムや出前講座を開催しています。有権者が4万人もいるのに44町内会で出前講座に参加した住民は、約450名です。合併は中間市民の将来にかかわる問題であり、行政は市民に対し、説明責任があります。市長が本会議で答弁しましたように、法定協議会の審議がすべて終了して、その内容を住民に十分説明し、公開し、その上で市民に合併の可否を問うべきではないでしょうか。

次に、特別会計の国民健康保険と老人保健、また介護保険について討論します。

国保会計は、5億1,873万8,000円の累積赤字となっております。単年度決算では、1億5,697万5,000円の赤字です。赤字の要因は、医療費がかさむことと保険税滞納が多いことです。国民健康保険財政は、1984年に国庫負担率が45%から38.5%に削減されたことから行き詰まってきました。赤字を解消するためにと、国保税の引き上げが行われてきましたが、問題解決にならず、高い保険税となり、滞納が膨らんでいます。

この不況の中で、失業、倒産、年金の引き下げで所得は減るのに、国保税の引き上げではさらに滞納者が増える一方です。滞納者にはペナルティーとして資格証明書や短期保険証を発行し、医療を受ける権利を奪っております。

地方自治の役割は、住民の安全、健康及び福祉を保持することに責任を持つことです。市民の健康と命を守るためには国保税の引き上げではなく、国保税の引き下げや低所得者の減免を拡充することです。

老人保健では、1人当たりの年間医療費給付額は83万1,881円で、対前年比5.1%増となっています。医療費を引き下げるには、病気の早期発見、早期治療、訪問指導を充実することです。そのためには保健、医療、福祉の連携を図ることが求められます。

介護保険では、3年毎の保険料の見直しで引き上げられ、年金生活者は引き下げられた年金から保険料が天引きされるので、利用料負担が重く、介護サービスの利用を抑制する事態が生じています。だれでも安心して受けられる介護保険制度にするためには、低所得者のための保険料や利用料の減免制度が求められます。また、NPO法人青葉園のような不正受給を防止するためにもオンブズパーソン制度をつくり、第三者機関を設けるべきです。

病院事業では、単年度で1,598万円の赤字になっていますが、患者数は前年度に比べ9,651名減少しています。患者の減少は、医療費の引き上げによる受診抑制や医師の交代、また近隣に総合病院が開業したことなどによるものです。公立病院として、地域の基幹病院となるための抜本対策が求められます。

また、患者負担を軽減し、国保や老人保健の医療費を削減するために、新薬医薬品からジェネリック医薬品への切り替えを促進することを求めるものです。

最後に、住宅新築資金等特別会計について討論します。

この会計は、同和地区住民に住宅の新築や改修、また宅地購入のための資金を融資するためにつくられ、昭和41年から61年までの21年間で貸付金額は総額14億7,949万8,000円になっています。

この貸付は、支払い能力も調べず、無担保で貸し付けをするなど、ずさんなものでした。そのため返済が滞り、平成15年度で5億4,106万円の赤字になっています。国への償還期限は平成23年で、累積赤字は約6億2,000万円になるとのことですが、条例違反の貸出しによって生じた多額の赤字を市民の税金で肩代わりさせるなど、到底認めることはできません。

以上、反対討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより平成15年度決算認定10件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず認定第1号平成15年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決し

ました。

次に、認定第2号平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成15年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成15年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成15年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号平成15年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするもの

であります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号平成15年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成15年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

賛成多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成15年度中間市水道事業会計決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号平成15年度中間市病院事業会計決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第12．第32号議案

日程第13．第33号議案

日程第14．第34号議案

議長（杉原 茂雄君）

これより、日程第12、第32号議案から日程第14、第34号議案までの各会計補正予算3件を一括して議題として、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案平成16年度中間市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は1億1,400万円で、一般会計の総額を174億4,300万円とするものです。歳入の主なものは、普通交付税が確定に伴い2億2,400万円の増額となっておりますが、市債では、三位一体改革による地方交付税改革での総額抑制方針に基づき、臨時財政対策債が1億7,400万円減額されております。

ちなみに、普通交付税と臨時財政対策債とを合わせた本来の交付税を前年度と比較しますと2億4,790万円の減額となっており、今後さらに厳しい財政運営を強いられるものと考えられます。

次に、歳出の主なもののうち、総務関係では、国民文化祭運営費負担金として280万円が計上され、消防関係では、消防車2台購入に伴う入札による予算残として2,620万円が減額されております。

また、教育関係においては、小学校費では、修繕料として1校当たり30万円の盗難防止装置の設置費用5校分を含めて370万円、中学校費では、盗難防止装置の設置費用3校分を含む修繕料として220万円、さらに県大会や九州大会出場のための中学校各種部活動補助金に340万円を計上しております。

以上の審査の後、最後に採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきであると決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案一般会計補正予算（第2号）のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いま

したので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

歳入の主なものは、民生費国庫負担金のうち、老人保護措置費負担金120万円の増額と民生費県補助金のうち、老人福祉費補助金2,400万円が減額補正されています。

その主なものは、生きがい活動支援通所事業デイサービス事業による一般財源化の減額補正であります。

次に、歳出の主なものは、民生費の児童福祉総務費870万円が増額補正され、この内訳は工事請負費として、東学童保育所のシロアリ駆除後の補修費に200万円及び本年4月に開設いたしました児童センターにおいて、既に実施しております療育事業に加え、さらに10月から本格的に子育て支援関連事業を開始することから、施設の整備改善事業として650万円が計上されております。

児童福祉施設費においては、さくら保育園に要する経費として、修繕料130万円が計上いたしております。その主なものは、駐輪場及び子育て支援センターのカーテン等です。この修繕料について委員から、設計の段階で十分協議されたのかとの質疑があり、執行部より、保育士等とは当初から協議はしてきましたが、図面上では十分把握し切れなかったところがありましたとの答弁がありました。

次に、農林水産事業費では農地費のうち工事請負費4,240万円が増額補正され、これは上底井野地区を中心とした農業水路5地区、工事延長約4,200メートルの工事費です。

衛生費では、環境衛生費の修繕料として40万円が計上され、その主なものはJR中間駅前と垣生駅前のダストボックスが倒壊したことによる補修費です。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

建設水道委員長（岩崎 悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第32号議案、第33号議案及び第34号議案の補正予算3件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算第2号につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、労働費では、特定地域開発就労事業につきまして、事業から自発的に引退した者に対して、国庫補助事業引退者特例援助金2,000万円が計上されております。

土木費の道路橋りょう費では、市内各所の道路及び側溝の修繕料として1,000万円、深坂地区の水入朝霧線道路改良工事に伴う家屋事前調査等の委託料として677万円が計上されております。

都市計画費の公園費では、市内都市公園及び児童公園の遊具の修繕料として79万円が計上されております。

次に、地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正の内容は、歳出では、曙下水処理場の非常用発電機と場内の電気配線が落雷により焼損したため、これに伴う修繕料を2,375万円、緊急用の発電機借上げ料を125万円、下水道施設改良基金積立金を300万円、公課費65万円が計上されております。

歳入では、建物保険料収入を2,500万円、前年度繰越金365万円が計上されております。

歳入歳出それぞれ2,865万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,395万円とするものです。

最後に、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正の内容は、歳出では公共下水道建設事業に伴う事務費として消耗品費に130万円が計上されております。

歳入では、下水道使用料2,573万円と前年度繰越金349万円の増額及び消費税還付金2,792万円を減額するものであります。

歳入歳出それぞれ130万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,063万円とするものです。

以上、3議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第32号議案から第34号までの平成16年度各会計補正予算3件を順次採決

をいたします。

議題のうち、まず第32号議案平成16年度中間市一般会計補正予算(第2号)を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案平成16年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案平成16年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15 . 第37号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第15、第37号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

第37号議案中間市が北九州市と合併することについて市民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、住民投票の成立については、条例の中で特段に規定を設けず、投票率の如何にかかわらず、開票するとしておりましたが、今回、新たに住民投票の成立の条項を設け、投票資格者の2分の1以上の者の投票により成立するものとし、その要件を満たさない場合は、開票を行わないとするものであります。

その理由といたしましては、このたびの住民投票は、中間市のいわば存亡を問う重要な投票であり、民意という判断については、多くの市民の意思が反映されたものでなければなりません。そのためには一定の要件が必要であると思われま。

また、住民投票の結果については、何ら法的拘束力はないものの、市長に尊重義務を課

しており、尊重するためには一定の投票数を判断の基準とすべきであり、他の多くの市町村の住民投票条例において、投票の成立条項を設けていることなどを勘案した上で、本条例の一部を改正をするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

ただいまの提案で投票率が50%に達しなかった場合、開票しないということですが、そのとき市長はどのように判断をし、その後の対応をどうされるのか伺います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

その状況にならないとなかなか判断をしかねます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、その結果は尊重しなければならないと、そういう義務も負っておるわけですから、議会とも相談をしながら対応させていただきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

その件については、また議会とも相談しながらということですから、そのとき条例どおりの方法でやっていただきたいと思いますと思いますが、先日、市長は本会議2日目の一般質問の答弁の中で、法定協議会で結論が出て、その上で地域での説明会を十分に行った上で住民投票を行うということなので、条例の11条に市民が意思を明確にするために必要な情報の提供に努めなければならないとなっておりますが、市民に合併の是非についての判断をしてもらう住民投票をするわけですから、十分に市民が判断できる材料を提供しなければならないと思いますけれども、わずか1カ月の間にそれができるのかどうか伺います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今、中間市の町内会長会議等々開催をしながら議論をしてる最中でございますけれども、1カ月という限られた日程でございますけれども、その間精いっぱい頑張らしていただきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

そのことに関してですが、先ほどの討論でも述べましたように、当初44町内会を出前講座やって450人、4万人の有権者があって、たったの450人っていう状況だったん

ですよね。それが、法定協がいつまで終わりか知りませんが、議員の在任特例を置いて、ほかの分を全部審議してからという市長の答弁ですかね、お話だと思っただけですけども、それ以降に4万人の有権者に十分わからせるっていうことが可能かどうか。今の説明では可能ではないと思うんですが、それと予算について伺いたします、二点。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

確かに出前講座を開催をいたしましたけれども、出席者が少なかったっていうのは極めて残念に思っているわけですけども、提案理由の中で申しあげましたように、今、膠着状態でございますけれども、早急にこれまでの懸案事項なり、あるいは一番議論となるであろう新市の都市計画も含めて、そういったものがこの1カ月の間にできるように努力をしながら、多くの判断材料を市民の中に示していきたいと、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

住民の皆さんに直接かかわる問題、たくさんあると思うんです。ゴミ袋の問題、下水道の問題、北九州市に合併すれば、そういうものも本当に助かるんだ、よくなるんだという期待がかけられて、かなり合併賛成の人たちもいたと思うんですが、現にずっと協議会が進む中で、ゴミ袋の料金にいたしましても、当面は一部事務組合ということであれば変わらない。で、北九州市も皆さんご存じのようにもう値上げを検討していると、こういう状況など、それから自治体が大きくなったら市民の声が届かないよと、こういう問題について本当に住民の皆さんにわかりやすく、また合併協の話をつたえた二点しか挙げてませんけれど、まだまだたくさんあるわけです。そういう問題を1カ月でできると思いますか、質問いたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

北九州市と中間市のいろんな行政の格差なり、あるいは条例の問題含めて今までも答弁してきましたように、千二、三百項目あるわけでございまして、合併協議会の中でいろいろ議論さしていただいておりますのは、少なくとも22項目、ここまではきちんと議論をし、その方向性を示しながらやっというございまして、まずここをきちんと押さえながらまず議論をすべきだろうと、そういうふうに考えておりますので、今後精力的に今言われましたような経過も含めて議論をさせていただきたい、このように考えております。

議長（杉原 茂雄君）

議案は50%条項を制定するかどうかという議案でございますので、合併全般に対する観点からのご質問やご意見というのは、またの機会にひとつできれば、つまり議案が議案ですから、ひとつその点をご理解の上、議事進行に協力をいただきたい。

青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

先ほど予算の件をお聞きしましたが、非常に貴重な市民の税金です、厳しい財政の中から。聞くところによりますと1,400万円とか2,000万円とかいろいろとお話聞いてますが、どのくらい使うのでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

対策室の方からお答えをさせていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

合併問題対策室参事、田中さん、田中参事、はい、どうぞ。

合併問題対策室参事（田中 茂徳君）

今のご質問でございますけども、大体私どもで今通常の選挙で使用いたします金額は、大体千二、三百万円くらいかかるのではなからうかというふうに今考えております。

詳細にまだ検討いたしておりませんので、それにつきましては、また後日ご報告をしたいというふうに考えます。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質問ございませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

本日提案されたものが12条の50%条項ということで、それ以外のことに関してちょっと質問もしにくいわけですが、13条については、既に議決されておりますけれど、あえて質問させていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

はい、どうぞ。

議員（7番 久好 勝利君）

この13条は投票及び開票で、投票場所、投票時間など投票及び開票にかかわるものは、公職選挙法、あるいは公職選挙法施行令、公職選挙法の施行規則の規定によって行うということになっております。

それで、公職選挙法によりますと、投票時間については第40条で投票所の開閉時間というものが決められておりまして、午前7時から8時までとなっております。それで、公職選挙法の場合は以前はもっと短かった、時間短かったんですけども、投票率を何とか引き上げたいという思いから午後8時までとなっております。

しかしながら、今回の投票は議員を選ぶ選挙ではありません。中間市の将来をどうするのかということを決める選挙なので、今回においては何も公職選挙法の規定どおりする必要はないかと思しますので、投票時間については、午前7時から午後6時まででいいのではないかと、このように考えますが、その点はどうでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

議員を選ぶ選挙も住民投票も極めて大事な選挙、投票でございますので、そういった認識を持ちながらも、今、久好議員の方から言われました中身につきましては、議会の方から要請があれば終了時間を変更するという事もできるようにございますので、そのようにしたいと、そういうふうに思いますので、早速規則の改正手続をとらせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

総務部長、柴田総務部長、ちょっと補足。柴田総務部長。

総務部長（柴田 芳夫君）

すみません、補足っていいものは、今、久好議員の方からそういう提案がございましたが、議会の方で6時で十分ではないかと、それ費用の面、いろんなことを考えましてそういった点が出たんだろうと思いますけれども、そういう1人の議員さんの意見じゃなくて、議員の皆様方がそれでいこうというご意見を述べられるのであれば、それに伴って規則で時間を決めるようになっておりますので、規則の変更については市長の方で行いたいということでありまして、よろしいでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質問なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第37号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第37号議案中間市が北九州市と合併することについて市民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16．意見書案第15号

日程第17．意見書案第16号

日程第18．意見書案第17号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第16、意見書案第15号から日程第18、意見書案第17号までの意見書案3件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

議員(6番 青木 孝子君)

意見書15、16、17号、3件一括して提案説明をさせていただきます。

まず、憲法9条を守ることを求める意見書(案)の提案説明をいたします。

日本国憲法は、かつての侵略戦争で日本国民310万人以上、アジア・太平洋諸国2,000万人もの命を奪った反省から、主権在民、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義、地方自治など、民主政治の柱となる平和的、民主的な条項を定めています。とりわけ武力行使を永久に放棄すること、戦力を持たないことを誓った第9条は、世界に誇るべき「平和原則」です。

戦後59年間、憲法9条は自衛隊が戦争で他国民を殺すことを食い止めてまいりました。ところが、国連の決議もなく始めたアメリカのイラク侵略戦争を支持する自民党政府は、戦後初めて自衛隊を海外に派兵しました。そして、憲法9条を改悪し、日本を「戦争する国」にしようとしています。「二度と戦争をしてはならない」との国民の思いは強く、世論調査でも憲法9条を支持する人々が多数を占めています。

今年6月、作家の大江健三郎、井上ひさし、小田実、澤地久枝、評論家の加藤周一、哲学者の梅原猛、鶴見俊輔、憲法研究者の奥平康弘、現在、国連婦人会世話人の元自民党総裁故三木武夫氏の夫人、三木睦子さんたち、各界で活躍する著名人9名が呼びかけ人になり、日本国憲法を守り、憲法9条を輝かせようと「九条の会」を発足しました。

「九条の会」が発表した日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」の企てを阻むため、一人ひとりができるあらゆる努力を、いますぐはじめることを呼びかけるアピールに800人を超える幅広い分野の人たちが賛同し、各地域で「九条の会」が発足しています。

「九条の会」は9月18日に第1回目の講演会を大阪市で開催し、特設会場も設けられ、約3,700人が参加しました。また、9月25日の京都での講演会も2,000人が参加し、入場できなかった人は数百名に上る大盛況でした。

一方、国際社会では、核兵器や軍事力によって世界を支配する動きに反対し、憲法9条の精神を世界に広げ、平和な世界秩序を目指す動きも生まれています。1999年5月にオランダ・ハーグで世界100カ国以上のNGOが参加し、開催された「世界市民会議」では、「公正な世界秩序のための10の原則」の第1項目に「すべての国家の議会は、日本国憲法第9条が定めているように、政府の戦争参加を禁止する決議をすべきである」との文言が盛り込まれました。

また、2000年5月に開かれた国連ミレニアム・フォーラム「平和・安全保障及び軍縮テーマ・グループ」の報告にも、「すべての国が日本国憲法9条に述べられる戦争放棄の原則を自国の憲法において採択する」ことが盛り込まれました。

いま日本がすべきことは、憲法9条を変えるのではなく、先駆的な憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てることです。憲法9条を改悪することになったら、アジアの一員でありながら、アジアの諸国に脅威を与え、平和や友好関係の基盤を崩すこととなります。

以上のことから、憲法9条を改悪しないことを求めるものです。ご賛同のほどお願いいたします。

次に、米「改革」を中止し、農家が意欲を持って稲作に取り組むことができる米政策の実現を求める意見書(案)の提案説明をいたします。

今、水田農業はまさに閉塞状況とも言うべき事態になっています。生産者米価の暴落が止まらず、全国の稲作所得は、6年前より1兆円も減少しています。減反は毎年のように拡大され、いまや全水田面積の4割に達しています。政府が育成するといってきた大規模経営がとりわけ大きな打撃を受け、離農に追い込まれる例が後を絶ちません。「このままでは米のつくり手がいなくなる」という深刻な危機が広がっています。

この事態は、政府が1994年にWTO農業協定を受け入れ、国内で必要のない米の輸入を強行したこと、1995年の食糧法導入で米価を市場原理にゆだね、政府による下支えをやめたことが主な原因であることは明らかです。

「水田農業に未来を開く」というのなら、「米の輸入をやめよ」、「希望の持てる米価を」という農家の切実な願いに応えた政策に転換することこそ必要です。

ところが2002年12月に発表された「米政策改革大綱」では、水田農業の危機的状況になった原因は、外国からの輸入による影響を無視し、改革すべきは零細経営が温存されている脆弱な生産構造であるとしています。

そうして、「米政策改革大綱」が第1に掲げたのは、2010年までに米づくりのあるべき姿の実現を目指すということです。そのあるべき姿とは、家庭用、業務用、加工用の需要に応じ、価格条件を満たしながら、安定的供給をするために、生産者が市場を通じて

需要動向を鋭敏に感じとり、売れる米づくりを行うことだと言っております。

しかし、今日の米市場は、大手スーパーや食品企業が大きな力を持ち、生産コストを大幅に下回る水準での買ったたきが横行しているのが現状です。そんな市場の鋭敏に対応できるということは、大規模を含めて多くの農家に稲作経営を断念させることとなります。また、転作も農家が判断するといっていますが、麦や大豆など外国から輸入するようになっている条件のもとでは、安心して転作もできません。

つまり農家は、政府の減反強制にかわって暴落を恐れての「自発的」減反か、暴落に耐えられず、生産をあきらめるかの選択を迫られることとなります。

さらに、政府は2010年以降、補助金を基本的に打ち切る方向です。アメリカでは2002年、価格暴落から農家を守るため、いったん廃止した価格保障を復活させました。また、アジア諸国でも、米の買入価格を引き上げております。

国内生産を維持し、担い手をはじめ農家の経営を守るために価格保障、安定が不可欠です。食糧自給率が40%の日本で自給できる主要作物は米だけであり、基幹である米を生産する農家の多数を生産から締め出したら、絶対に日本の農業も稲作も再生できないことは明らかです。それはまた10年ぶりの大凶作が心配されている今、国民の「国内産の米を安定的に」という願いにも背を向けるものです。

以上のことから、次の事項の趣旨を目指して全力を挙げることを政府に求めるものです。

一つは、米政策大綱による米政策の見直しを中止し、担い手農家の経営が成り立つ対策とともに、意欲あるすべての農家が米づくりを続けられる施策を講ずること。

二つ目に、食料自給率の向上、地域農業を守る立場から、ミニマムアクセス削減、廃止、関税の大幅な引き下げを許さないなど、WTO交渉には毅然とした立場で臨むこと。

以上、提案説明を終わります。ご賛同、お願いいたします。

次に、年金「改革」法の実施を中止し、年金制度の充実をもとめる意見書（案）の提案説明をいたします。

政府・与党が6月5日に強行成立させた年金関連法は、国民に連続的な保険料の値上げを押しつけます。いまでも国民年金は、保険料が高過ぎて払えない人が多く、政府は強制徴収のかけ声を強めるもとでも、納付率は63.4%です。年金未加入や免除を含めると1,000万人以上の方が保険料を払っていません。厚生年金の保険料は、現在、労働者の収入の13.58%ですが、これを今年10月から毎年引き上げ、14年間で18.30%にするというものです。

国民年金の保険料も毎年3,360円の引き上げを13年間行い、最終的に1万6,900円にするというものです。こうした年金保険料の連続値上げは、保険料の支払いを一層困難にして、この年金の空洞化を一層深刻にするものです。

今回の改悪は、これから年金を新たにもらい始める人だけの問題ではありません。既に年金生活に入っている人々の分も削減されます。こんなことは、これまでの年金改悪でも

ありませんでした。これまで年金には物価スライド制度があり、物価上昇にあわせてもらえる年金額が引き上げられてきたために、曲がりなりにも生活水準を維持することができました。

ところが、今回の改悪で、物価スライド制度がマクロ経済スライドに置きかえられ、物価上昇率から平均寿命の伸びと少子化の進行による年金加入者の減少分を差し引いて年金額が決まります。

例えば物価が2%上昇したとすると、これまでは年金額も2%引き上げられてきましたが、これからは2%から平均寿命の伸びの分、少子化の進行分を差し引きます。厚生労働省は、これを0.9%と見込んでいるので、年金は1.1%しか引き上げられません。この結果、年金の給付水準が物価上昇分を維持できなくなり、2023年までに15%減少することになります。いまでさえ少ない給付をさらに連続的に引き下げるのは、年金への不信や不安を駆り立てるものです。低額年金の人を含め、すべての年金額を段階的に15%以上削減する改悪年金法です。憲法が保障する国民の生存権を侵害することは明らかです。

こうした保険料の引き上げと給付の削減が、国会の審議なしに自動的にできるようになりました。いままでは曲がりなりにも国会で5年に1回の年金法案の改定作業を行ってきましたが、これからは保険料は毎年引き上げ、給付は自動削減されます。

また、基礎年金に対する国庫負担率を3分の1から2分の1への引き上げは先送りし、平成21年度までに2分の1にするとしています。さらに、事実を偽って改悪年金法を強行したことは重大です。

政府・与党は、「保険料は引き上げるが、上限がある」、「給付は減らすが、下限がある」と説明してきました。ところが衆議院強行採決後の参議院での日本共産党の質問で、賃金が上がれば保険料は際限なく上がり続け、給付水準は下がり続けることが誰の目にも明らかになりました。

今回の年金制度改革関連法は、その内容、国民への説明、国会審議のあり方のどこをとっても余りにも問題が多く、採決直後から80%を超える国民から審議のやり直しの声が上がるといふ前代未聞の事態を引き起こしています。

そのうえ、厚生年金法第44条の修正漏れにとどまらず、条文上の誤りが数十カ所にも上ることが確認され、関係者の処分まで行われるという「欠陥法」であることも明らかになりました。この条文ミスは、国民445万人に影響を及ぼすという極めて重大なものであり、こうした問題点を放置したまま実施することは到底認められません。

また、出生率の低下など、法律の基礎的データの見直しも必要となっています。今回の年金関連法が実施されれば、国民の暮らしと日本経済に重大な影響を及ぼすことは避けられません。

よって、政府に対して、年金改革法の実施を中止する措置をとり、2分の1の国庫負担を先延ばしせず、170兆円に上る年金基金を取り崩すなどして、財源を確保すること、

また、国民の誰もが納得できる年金制度をつくるため、国民の意思を生かした国会審議を進めることを求めるものです。

以上で説明を終わります。以上3件のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

いつも議会のたびに共産党の議員の皆さんより、たくさんの意見書が出されるわけでございます。今回はいつもになく6件の意見書が出されているわけですが、このどれも意見書でございますので、国政に関することでございます。当然国政の場におきましては、これらの課題は重要課題として、国政を預かる国会議員の先生たちは、何十時間も、何十日も、また何年もかけてこれらを審議し、また勉強会をし、採決にこれを持ち込もうとしているわけでございます。

議長（杉原 茂雄君）

ご意見ですか。

議員（3番 佐々木晴一君）

そうです。意見でございます、質問でございます。ですから、市政を預かるこの私たちにおきまして、これらのこの国政に預かる課題に対して、この1件に当たり、わずか数分間の説明で賛成、反対というのが迫られるわけでございますけども、非常に難しい判断が迫られるわけでございます。

本来ならば事前にこれらの課題に対する資料を配付したり、また各会派をめぐり、この勉強会や説明会をするのが本筋だと思うわけでございますけども、そこで共産党の議員の皆さんにご質問します。

本当にこれらの国政のかかわるこの課題を通していこうと、採決に持ち込んでいこうと、こういう気構えは、決意はあるのですか。そしてまた、それらに対しての資料配りや説明会、勉強会をする気持ちやそういう準備があるのでしょうか、その2点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

ちょっとそんな質問どうしようもないな。（発言の声あり）ねえ、ちょっと私、議事進行上っていうか、運営上、そういう質問だったら、共産党の方またとうとういろんな見解をそれこそ述べられますよ。

だから、例えば今3件一括ですが、この1件の中で、1件、1件の中でここはどうかとか、これはどうかとかいったようなご質問があればということで質疑応答やとるわけですから、その点ひとつ一般論的な観点からこうご質問されたって、ちょっとそれは別の場で、次元でお考えになって取り組まれたらいかがでしょうか。

そういうことで、今案として出ております、意見書案として出ております項目の中で何

かご質問がありましたらということで、質疑応答の時間が設けられておりますので、よろしくご理解の上、協力をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案3件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

議員(3番 佐々木晴一君)

意見書案第15号の憲法9条を守ることを求める意見書案に対し、反対討論をさせていただきます。

武力行使を永久に放棄すること、戦力を持たないことを誓った憲法第9条は、世界に誇るべき平和原則であると意見書案に書いておりますが、この平和原則という定義は、だれが、どこの国がどこの機関が定めたかは私は聞いたことのない初耳の言葉でございます。

確かに日本は往々にして世界のためにと平和のためといえども、一切の武力行使は許されないとする不戦主義の考え方がありましたが、これは一定の条件下で軍事力の行使を認める国連憲章下の平和主義とは基本的に性質を異にします。

日本では、不戦主義と国連の平和主義という似て非なる概念を混同する傾向がありますが、これは間違いでございます。当然のこの意見書案にある平和原則という表現もふさわしくございません。

また、日本国憲法第98条においても、その2項に日本が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とするように、国連の平和主義の概念、考え方に今こそ修正していくべきでございます。

次に、戦後59年間憲法9条により自衛隊が戦争で他国民を殺すことを食いとめてきたとありますが、憲法9条により戦争を回避できたわけではございません。現実には日米安保によるところのアメリカの核の傘と巨大な軍事力による後ろ盾により、辛うじて近隣共産国家から守られてきたに過ぎません。

国連をはじめ、諸外国において日本の憲法9条を高く評価しているところは一つだにないことを知るべきでございます。むしろイラクなど、実際の紛争にどう日本が具体的な解決策や考え方を持っているか、また国際平和のためにいかなる行動をとるかが問われているのでございます。

先日の9月21日に、国連総会の安全保障理事会で小泉総理が常任理事国入りを演説して表明しましたが、それを実現していくためには、日本が独自の判断で国連活動に積極的に参加し、平和国家としての日本人の生きざまを具体的な行動を通して、世界に示し、認めてもらう必要があります。

そこで、私は日本の国際貢献のためにも、真なる平和国家実現のためにも、拡大解釈で矛盾していることは明らかであるこの憲法9条は、早急に改憲すべきであると考えますから、この憲法9条を守ることを求める意見書案には反対いたします。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

まあいろいろご意見がありましようけども、ほかに討論、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより、議題のうちまず意見書案第15号憲法9条を守ることを求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第15号は原案否決されました。

次に、意見書案第16号米「改革」を中止し、農家が意欲を持って稲作に取り組むことができる米政策の実現を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第16号は原案否決されました。

次に、意見書案第17号年金「改革」法の実施を中止し、年金制度の充実をもとめる意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第17号は原案否決されました。

日程第19．意見書案第18号

日程第20．意見書案第19号

日程第21．意見書案第20号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第19、意見書案第18号から日程第21、意見書案第20号までの意見書案3件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

意見書案第18号年金生活者、高齢者への増税撤回を求める意見書案について、提案理由の説明を行います。

総務省は、敬老の日にちなんで9月15日現在推計による65歳以上の高齢者人口などを発表しました。それによると高齢者人口が2,484万人、総人口の1億2,761万人に占める高齢者割合は19.5%で、人口、比率ともに過去最高を更新したそうです。

長寿社会の到来は戦後60年、日本が平和であったことや命と健康を守る取り組みが前進したことなど、さまざまな生活環境の破壊による健康を損なう状況もありますが、それを上回る医療科学の進歩などに支えられたもので、高齢者がいつまでも元気で長生きできるようにするためには、社会全体でのさらなる努力が求められます。

ところが長寿を支えるはずの社会保障が次々に改悪され、高齢者はもとより国民の不安を募らせています。先の通常国会で政府は、年金生活者、高齢者に新たな増税となる所得税法改悪を行いました。改悪の内容は、現在65歳以上の年金生活者に適用されている公的年金控除140万円を120万円に縮小し、老齢者控除50万円も一挙に廃止するというもので、国民生活を考慮せずに強行されたことは問題です。

これにより、高齢者世帯の課税最低限度額は、現在年収285万5,000円から205万3,000円に下がるため、財務省の試算でも、これまで非課税だった年収240万円の世帯で約2万6,000円の所得税が課税されることになり、それに連動して住民税、国民健康保険税、介護保険料などが引き上げるため、所得の少ない年金生活者や高齢者に過酷な税負担となることは明らかです。

小泉内閣が初めて予算編成をした2002年度から見ると、積み上げられた負担増は来年度の1年間だけで年間7兆円を超えます。その中で医療、介護、年金など高齢者にかかわる負担増は2兆2,000億円を超えます。年金生活者で組織されている年金者組合の試算によると、年金額250万円で9万2,400円の増税、300万円で11万2,100円の増税、350万円で13万4,700円の負担増となり、高齢者への負担増を13万4,700円の負担増になります。

高齢者への負担増を政府は、「年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1にするための財源だ」と言いますが、年金暮らしの少ない収入から年金の財源を徴収するなどは容認できません。わずかな年金で生活する高齢者の生活実態を踏まえ、その最低生活を保障するためにも増税を撤回するよう強く要望するものであります。

次に、意見書案第19号米軍ヘリコプターの墜落事故に関する意見書案について、提案理由の説明を行います。

去る8月13日午後、沖縄県宜野湾市の沖縄国際大学構内に米海兵隊所属のCH53D大型輸送ヘリコプターが墜落する事故が発生しました。米軍ヘリコプターは住宅地上空で尾翼が落下して操縦不能の状態に陥り、胴体が回転しながら大学本館に接触し、墜落、爆発炎上したもので、大学構内や付近の住宅密集地には、墜落ヘリコプターのローターや破片が広範囲に飛び散り、民家のドアを貫通、オートバイやブロック塀が壊されるなど、大学職員、学生、地域住民を死の恐怖に陥れ、一步間違えば大惨事につながりかねない重大事故でした。

それにもかかわらず、在日米軍司令官は「被害を最小限にする努力をした。大変すばらしい」と3人の乗組員を称賛する発言をし、沖縄の海兵隊司令官は大学構内への緊急着陸と、このように表現するなど、事故を小さく見せかけ、開き直っています。

また、今回の事故に際しては、米軍は日米地位協定を盾に事故現場及び周辺を米兵が封鎖し、県警や消防、大学職員など日本側関係者を事故現場に立ち入らせない異常な状況も起きています。

このことについて宜野湾市長の伊波洋一さんは、「小泉総理が夏休みを理由に何らのコメントも出さなかったことは、沖縄の基地問題に対する政府の姿勢を示すものでした。それが米軍側の事故後の横暴な対応にも影響したのではないのでしょうか」と、このように発言しています。意見書はこのような事故が二度と繰り返されることのないよう次の事項を速やかに実現することを要求するものであります。

- 1、今回の事故について徹底した原因究明を行い、その結果を速やかに公表すること。
- 2、機体の徹底的な安全点検等を実施し、安全が確保されるまで飛行を停止すること。
- 3、市街地での飛行を中止すること。
- 4、米軍基地に起因する事故、事件の根絶に向けて日米地位協定の抜本的な改定を図ること。以上であります。

次に、意見書案第20号日歯連による政界工作事件の徹底究明を求める意見書案について、提案理由の説明を行います。

日本医師会の政治団体、日本歯科医師連盟（日歯連）による政界工作事件は、吉田幸弘前自民党衆議院議員が診療報酬改定をめぐる贈収賄事件で起訴された日歯連前会長臼田貞夫被告と組んでの横領事件、自民党橋本派の政治団体平成会への1億円ヤミ献金など、重大な問題が相次いで浮かび上がりました。

吉田前衆議院議員は、去年の総選挙で落選していますが、日歯連前会長と組んで裏金づくり、横領、買収など行ったのは、現職の国会議員のときで、診療報酬改定をめぐる贈収賄事件では、厚生労働省の幹部職員がかかわっていました。臼田被告が東京赤坂の料亭で橋本龍太郎元首相らと会食した際に渡した小切手の1億円は、日歯連の政治資金収支報告書にも、また平成研究会の政治資金収支報告書にも記載されず、ヤミ献金になっていました。

政治団体から政治団体への寄附の場合は、金額に制限はなく、1億円の収入を計上して

も政治資金規正法で違法とはなりません。それにもかかわらず、会計帳簿に記載しなかったのは、表に出せない裏の事情があったとしか考えられません。

旧橋本派の会計責任者の供述の中で、ヤミ献金の構図が明らかになりつつあります。業界側が議員に直接金を渡すと問題になるので、国民政治協会と自民党本部を通して特定の派閥や議員に渡すことで、献金に込められた賄賂性を隠すための迂回献金疑惑が浮上してきました。

このことは、小泉首相が派閥の代表を務めていたころも含めて、森派におけるもち代、氷代など、政治資金収支報告書に記載されていなかったことから、旧橋本派に限らず、政治家の中に蔓延していることを物語っています。

日歯連本部と各都道府県組織は、2000年からの3年間に政治資金収支報告書に記載されているものだけで、27億円もの金を自民、公明、民主3党と266人の所属議員に渡しています。このほかにもヤミ献金があったことは、事件発覚後に自民、民主にまたがる9人の議員と元議員が記載漏れがあったとして、政治資金収支報告書を訂正していることから明らかです。

政治資金の裏金化、ヤミ献金での政治操作は、政治の私物化、利権化となり、政治を根本からゆがめることとなります。このような政治腐敗事件の再発を許さないため、真相を徹底的に究明し、国民の前に明らかにすることを強く求めるものであります。

以上で3件の提案理由の説明を終わります。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

意見書案第18号年金生活者、高齢者への増税撤回を求める意見書案で、このことについて一つお尋ねをいたします。

いま議員もお話されましたが、65歳以上が全国平均で19.5%ということですが、中間市の高齢化っていうのは、市の出された財政状況の資料の中でも、全国平均を4.1ポイント上回ってるし、県下22市のうちで8番目の高齢化率っていうことです。

今回の増税によって、中間市民の受ける影響は、それは大変なものだと思いますが、この点全国的な数字では、この意見書はずうっとる数的にあらわしておられますけれども、中間市の高齢の方が受ける影響はどれくらいかということを試算されておられるかどうか、そしておられればその数字を教えてくださいたいと思います。

こうした意見書案が事前に共産党議員さんの方からこういう意見書を出されますとか、わからないとこがあるというような、そういうお話し合いもありませんので、本会議でお尋ねする結果となりましたけれども、よろしくお願いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

先ほど佐々木議員からも言われましたけれども、この意見書案については、本日突如として出したものではありません。もう既にご存じのように、意見書案、請願等の締め切りがありまして、その後議員を通して各議員の手元には行っているものと思いますので、それを何らその（発言の声あり）このことについて説明がなかったということでの、まあ確かに説明は今したばかりでありますから、説明がなかったのは当然ですが、今回の件についても以前から意見書案については、そのような取り扱いをしていることを了解していただきたいと思います。

また、中間市の高齢者の負担がどのぐらいになるのかということについては、私は調査はしておりません。しかしながら、先ほど年金者組合の試算を提案理由の説明の中に入れておりましたように、年金額250万円で9万2,400円の増税と、300万円、あるいは350万円の場合はどうだということでおわかりいただけますように、各一人一人の市民によって、この問題は変わってきますので、そこまでは調べておりません。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案3件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私はこの3件について何一つ反対するものではありませんが、意見をつけて賛成とさせていただきますと思います。

かつて議会で質問をしたときに、佐々木正義議員でしたか、本会議でお答えできませんでしたが、誠実にその数字について私に資料をもってご報告していただきましたけれども、これは何党派、何党といわず、後ほど調査してわかる範囲では無回答でなくて回答していただきたい、そういうことの意味をつけまして、この意見書案には賛成するものです。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第18号年金生活者、高齢者への増税撤回を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第18号は原案否決されました。

次に、意見書案第19号米軍ヘリコプターの墜落事故に関する意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第20号日歯連による政界工作事件の徹底究明を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第20号は原案否決されました。

日程第22．第24号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第22、第24号議案中間市政治倫理条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第24号議案については、所管の総務文教委員長から目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第23．請願第2号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第 2 3、請願第 2 号北九州市との合併中止を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 2 号については、所管の合併促進調査特別委員会委員長から目下特別委員会において審査中につき、会議規則第 9 9 条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 2 4 . 請願第 3 号平成 1 5 年

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第 2 4、平成 1 5 年請願第 3 号中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 3 号については、所管の合併促進調査特別委員長から目下特別委員会において審査中につき、会議規則第 9 9 条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 2 5 . 会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第 2 5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 7 6 条の規定により、議長において久好勝利君及び岩崎悟君を指名いたします。

議長（杉原 茂雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成 1 6 年第 3 回中間市議会定例会はこれにて閉会をいたします。ご苦労さま

でした。

午後 0 時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 久 好 勝 利

議 員 岩 崎 悟